

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨

この条例は、平成29年に改正・施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき、山都町内において、県の承認を得た「地域経済牽引事業」を実施することで、地域経済を牽引し、地域の成長発展に寄与しようとする事業者への支援策として、その事業実施に伴い新たに賦課されることとなる固定資産税の課税免除措置を講ずることを規定するものです。

2 概要（第3条、他）

熊本県と県内全市町村が共同で策定し、国の同意を得た基本計画（※1）に規定した促進区域内（※2）に、県の承認を得た地域経済牽引事業計画（※3）に従って、対象施設（※4）を設置した事業者に対して、対象施設に対する固定資産税の課税免除をすることができる。

- ◆ 課税免除の期間は、3箇年。地域未来投資促進法第25条の規定により、減収額については、交付税措置あり。
- ◆ 事業実施期間は、基本計画の同意の日から5年以内
- ◆ 申請の期限は、課税免除を受けようとする年度の法定納期限の7日前まで

※1 熊本県地域未来投資促進基本計画

H29.8.28 策定⇒H29.9.29 同意

H30.6.8 変更計画策定⇒H30.6.29 変更同意

※2 環境保全上重要な地域（自然環境保全地域等）を除く**県内全域**

※3 県の基本計画に基づく事業として県が承認した地域経済牽引事業計画

※4 県の承認をうけた事業の用に供する土地、家屋、構造物で、不動産取得税の減税措置を受けたもの（国の確認を受けたもの）

取得価格要件：農林漁業及びその関連業種 5,000万円超

その他の業種

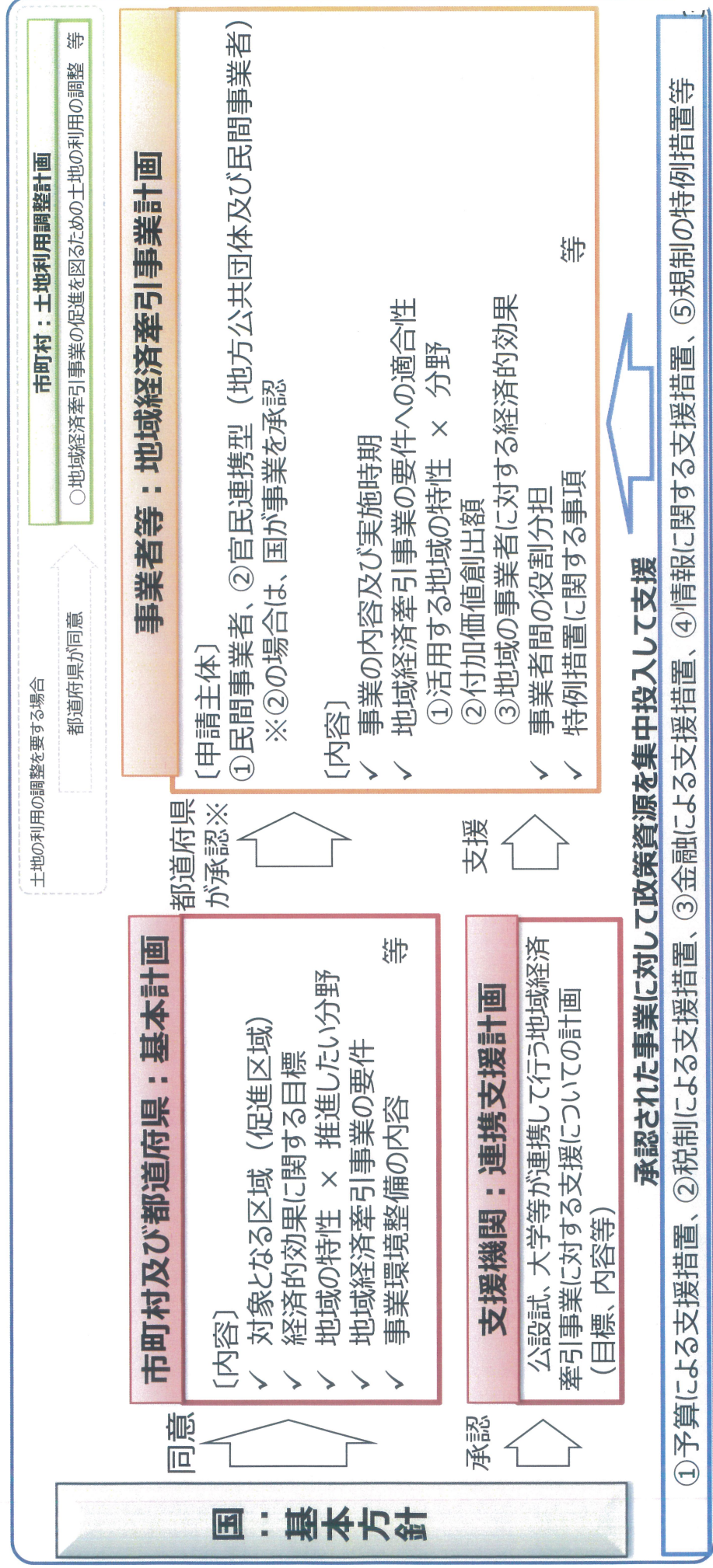
1億円超

3. 地域未来投資促進法の概要

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（*）計画を、都道府県知事が承認。
- * 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、連携支援計画を承認し、地域経済牽引事業に対して支援を行う者【地域経済牽引支援機関】を支援。



4. 主な支援措置

① 予算による支援措置

- 地域中核企業・中小企業等連携支援事業
(30年度予算162億円(新設))
 - ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
 - 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大
学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
 - 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小
企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
 - 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

○ 地方創生推進交付金の活用

- (30年度予算額 1,000億円)
- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた
事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援
(設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化)

② 税制による支援措置

- 課税の特例
 - ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
 - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除
- 地方税の減免に伴う補てん措置
 - ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

- 資金供給の円滑化
 - ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、
運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
 - ・地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備
機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

- 候補企業の発掘等のための情報提供
 - ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤ 規制の特例措置等

- 幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
 - ・工場立地法の緑地面積率の緩和
 - ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可
等に係る配慮
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境
整備の提案手続の創設

(参考) 地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

- 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

<「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材



航空機市場の成長予測：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）

観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用



スポーツ国内市場の成長予測：
5.5兆円（2015年）⇒ 15兆円（2025年）

農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化



6次産業化市場の成長予測：
10兆円（2020年）

環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー



環境・エネルギーの成長予測：
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

第4次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による課題解決・高収益化



第4次産業革命関連の成長予測：
付加価値額 30兆円（2020年）

ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備



健康医療関連国内市場の成長予測：
16兆円（2015年）⇒ 26兆円（2020年）

<「地域未来投資」の特徴>

- (1) 将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
- (2) 地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
- (3) 明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入

担い手として

地域の中核企業が

重要な存在

熊本県における基本計画の概要

計画のポイント

本県の基幹産業である農林水産業や半導体・輸送用機械等の産業集積、阿蘇を中心とした観光業など、本県の強みを生かした他の産業にも高い経済的効果をもたらす地域経済牽引事業を全市町村・支援機関・県が一体となって重点的に支援し、1日も早い熊本地震からの創造的復興を実現する。

促進区域

熊本県全域（熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南阿蘇町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町）

経済的効果の目標

1件あたり平均約101.5百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を100件創出し、これらの地域経済牽引事業が本県内で1.4倍の波及効果を与え、トータルで約14,210百万円の付加価値額を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑧のいずれか）】

- ①本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野
- ②本県の阿蘇地域の山々や天草地域の海等の自然環境を活用した自然共生型産業分野（アグリ・バイオ・ヘルスケア等）
- ③本県の半導体、輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④本県のBPOセンターやコールセンター等の産業集積を活用した情報通信関連分野
- ⑤本県の阿蘇くじゅう国立公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野
- ⑥本県の熊本県産業技術センターや熊本IoT推進ラボ等のノウハウを活用した第4次産業革命分野
- ⑦本県の熊本地震で学んだ教訓を活用したBCP対策関連分野
- ⑧本県の熊本空港や八代港、熊本港、熊本駅等の交通インフラを活用したまちづくり分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：36.6百万円以上

【要件3：いずれかかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：1%増加 ●雇用者数：1%増加
- 売上げ：10%増加 ●雇用者給与等支給額：4%増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・地方創生推進交付金の活用、情報処理の促進のための環境整備（熊本県IoT推進ラボによる新たな製品、サービスの創出等）、事業者からの事業環境整備の提案への対応、事業開始後の支援継続、事業承継支援等

地域経済牽引支援機関

熊本県産業技術センター、（公財）くまもと産業支援財団等（計14機関・団体等）

《促進区域図》



計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

逐条：減収補てん措置の概要【第25条】

- 地方税を課税免除または不均一課税した自治体に対し、減収額を交付税で補てん。

【法律事項】

- 対象：地方公共団体による課税免除および不均一課税
- 対象税目：不動産取得税（都道府県）、固定資産税（市町村、3年間）
- 対象資産：土地・家屋・構築物
- 要件：承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの（課税の特例と同じ要件）

【総務省令事項】

- 対象自治体：財政力指数が0.46未満の都道府県
財政力指数が0.67未満の市町村
- 取得価額要件：農林漁業及びその関連業種5,000万円、左記以外の業種1億円
- 対象業種：業種指定なし